

令和2年度 第1回 岡崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会議事録

日 時 : 令和2年7月27日(月)

時 間 : 午後1時30分～午後2時35分

場 所 : 岡崎市役所分館2階 202号室

出席委員 : 権会長、高村委員、若山委員、田中委員、鷺山委員、畔柳委員、大島委員、
原田委員

欠席委員 : 阿部委員、鈴木委員

事務局 : 小河長寿課長、野澤介護保険課長、藤谷長寿課副課長、手島介護保険課副
課長、藤野施策係長、丸本予防係長、高倉地域支援係長、尾方施策係事務
員

傍聴者 : なし

1 開会

2 長寿課長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議事

(1) 第8期高齢者福祉計画の策定について・・・・・・・・・・資料1

(2) 高齢者の人口推計について・・・・・・・・・・資料2

(3) 高齢者一般福祉サービスの検証と今後の方向性について・・・・・・・・資料3

権 会 長 : それでは、早速、議事次第に基づきまして、会議を進めてまいります。なお、
本日の専門分科会を開くに当たりましては、委員の過半数が出席しなければならないと規定されていますが、本日の出席人数は8名でありますので、会議
が成立していることを報告します。

また、この会議は、岡崎市附属機関等の会議の公開に関する要領等によりま
して、傍聴、会議資料と議事録につきましては、公開としますので、よろしく
お願いします。

議事に入る前に、専門分科会副会長の指名をいたします。社会福祉審議会運
営規程第5条において、専門分科会長の職務を代理する委員として副会長1
名を置き、会長が指名することになっています。これまで副会長を務めていた
だきました岡崎薬剤師会の太田委員が辞任されたため、現在、副会長が不在と
なっていますので、ここで副会長の指名をさせていただきます。副会長には、
岡崎薬剤師会の高村様をお願いしたいと思いますので、皆さまよろしくお願
いします。

なお、お知らせですが、新型コロナウイルス感染防止対策の一つとして、会

議は1時間程度を目安に終了するという指示が出ています。岡崎市の方針でもありますが、説明及び発言はなるべく簡潔にさせていただき、目安の時間内の会議の終了を目指してご協力をお願いします。

— 議事(1)(2) —

議事(1)「第8期高齢者福祉計画の策定について」を藤野施策係長が説明

議事(2)「高齢者の人口推計について」を藤野施策係長が説明

【主な意見・質疑応答】

権会長：議事(1)につきましては、高齢者福祉計画は介護保険事業計画と一体のものとして策定しているという状況から、全体の計画の中で高齢者福祉に関する基本目標、施策の方向として検討していくものを中心に説明いただき、そのために、今後、本専門分科会においてどのようなスケジュールで検討していくのかについて説明いただきました。

議事(2)につきましては、今後、高齢者福祉計画を作成していく上で、人口推計をみながら考えていく必要がありますので、人口がどのように推移していくのかについて、今のところ推計と実績に大きな隔たりがなく、かなり一致する正確な統計が取れているのではないかとということであり、今後もそのような見込みで考えていきたいということでした。

この2点について委員の皆さまからご質問、ご意見がありましたら伺いたいと思います。

若山委員：人口推計が実績とあまり変わらないのは、推計をしている人がすごいのか、岡崎市民が動かないのかよくわかりません。なお、人口推計について、お願いがあります。推計値は3年刻みで示されています。しかし、5歳単位で刻んで推計しているので推移がわかりづらいです。65歳の方が70歳になるときにどのようなになるかを知りたいので、5年刻みにしていただいた方が、推移としては非常にわかりやすいと思います。施策としては、総合的にはこれで十分だと思います。ただ、各論はもう少し議論の余地があると思います。

事務局：推計値を3年刻みで示しているのは計画期間が3年ということからですが、資料は5歳刻みの人口推計を掲載しており、5年後の状況がこの資料から分かるとよいと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

権会長：これは、高齢者だけではなく、市民全体、例えば、子どもや生産年齢の人口の刻み方も同じなのか。その辺りの整合を取る必要があるのかも含め、全体として考えていただければと思います。

1点確認したいのですが、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定していくこととなりますが、それぞれの審議会を一緒に開催を

する機会はないでしょうか。高齢者福祉と介護保険は必ずしも別物ではなくて、計画の内容として関連している部分もあると思います。事務局として、高齢者福祉と介護保険の調整の必要性については感じていますでしょうか。

事務局：計画の策定に当たりましては、本専門分科会のほか、介護保険運営協議会があり、そちらの方で介護保険事業計画を審議することになってはいますが、秋ごろ示す全体の計画案を双方にご覧いただくこととなります。会計上の話になるのですが、介護保険の特別会計ではなく、一般会計の事業費について本専門分科会でご意見をいただいているところです。関連するご意見をいただいた場合は、事務局から説明するなどしてもう一方の会議でも共有するなど対応を考えたいと思います。

権会長：ぜひ情報をいただきながら検討を進められたら、ありがたいと思います。

— 議事(3) —

議事(3)「高齢者一般福祉サービスの検証と今後の方向性について」を高倉地域支援係長、藤野施策係長が説明

【主な意見・質疑応答】

権会長：かなりの数に及ぶサービスについて概要を説明いただきましたが、長年継続しているものが多いという印象を受けています。今後継続するかどうかを検討する必要があるサービスもあるという説明もありましたが、これらのサービスについて、今後どのように進めていった方がいいかなど、委員の皆さまからご意見、ご質問があればお伺いしたいと思います。

若山委員：まず、見守り配食サービスについてですが、介護保険との住みわけはどうなっていますか。

事務局：介護保険とは別です。

若山委員：介護保険では一切配食はやっていないのですね。一人当たりの単価はいくらで計算していますか。

事務局：単価は280円ですが、額田地区ですと380円です。

若山委員：額田地区だけ100円高いのですね。それ以外の地区との比率はどのようになっていますか。

事務局：令和元年度の実績ですと、額田地区は37人、それ以外が545人です。

若山委員：単純に単価を計算すると年度ですごくばらつきがありますが、このばらつきは額田地区が入っているからという理解でよろしいですか。

事務局：はい。利用者が少ないので、その分単価が上がります。

若山委員：額田地区は地元でつくることはできないですか。

事務局：額田地区は業者に委託しているのですが、そこにしか頼めない状況です。入

札をしたのですが、1社しか参加がありませんでした。

若山委員：額田地区からは応札がなく、仕方なく他の地区から運んでいるということですね。

若山委員：認知症賠償責任保険料支援については、本当に大切なことだと思うのですが、これは全額補助でしょうか。

事務局：全額、市が負担しています。

若山委員：対象はどうなっていますか。

事務局：3つの条件がありまして、1つ目は岡崎市認知症高齢者見守りネットワーク事業に登録されている方。2つ目は、介護保険負担割合証が1割、2割の交付を受けている方。3つ目は、同様の個人賠償保険に個人的に加入されていない方。これらを満たした方が対象となっています。

若山委員：認知症の証明はどうなっていますか。

事務局：認知症の証明はいただいていません。認知症の症状があるということで、認知症の見守りネットワーク事業の登録者になります。

若山委員：それはどこで診断されていますか。

事務局：申請書をいただいで確認しています。

若山委員：そこに診断書は付いていますか。認知症を証明できなければ、この保険はそもそも受けられませんよね。あの人は認知症が進んでいるから、というだけでは受けられませんよね。見守りネットワーク事業に登録していなければ対象とならないというのも、少し不公平ではないでしょうか。認知症でひとり暮らしだけど、見守りネットワーク事業に登録していない人はたくさんいますよね。そういう人に対し、この保険に関する啓発活動はしていないですよね。

事務局：市政だよりへの掲載などを予定しています。

若山委員：ここで見て初めて知りました。ですから、各医療機関は知らないと思います。

事務局：周知が十分でないとは認識していますので、様々な媒体で周知を進め、見守りネットワーク事業自体の登録者を増やしていくことも目的の一つとしています。

若山委員：見守りネットワーク事業に入ることが条件というのはいいのですが、その条件をまずは公表しなければいけないと思います。

事務局：周知が十分でないことは認識していますので、進めているところです。

若山委員：養護老人ホームについては、評価・課題等として「入所後に長期間入院した入所者への対応」とありますが、具体的には何を示していますか。

事務局：例えば、養護老人ホームで生活をしていて病気になり、それが悪性疾患で入院になると一旦措置を解除して入院医療になってしまうのですが、その後、復

帰して戻って来られたら、また同じように養護老人ホームで生活できるようにするために対応したということです。

若山委員：当たり前のことですよ。あえて示す意味がわかりません。もう一つ、老人ホーム入所者生活補給金支給について、生活保護では貯金は認められないですよ。それなのに、預貯金要件を 500 万円から 50 万円に変更した理由は何ですか。

事務局：平成 28 年に変更したもので、変更した正確な理由については後ほど調べてお答えします。

若山委員：本来なら対象者は貯金があったらだめですよ。生活保護と同じで、まずは貯金を使うのではないですか。

事務局：入所すると、要綱に基づき支給される 7,500 円が貯まり、貯金をしていく方が多いです。

若山委員：生活保護の担当者に聞くと分かりますが、貯金をしていた場合、生活保護は認められないですよ。なのに、ここでは認められるのですか。

事務局：預貯金残高が 50 万円までは認めています。

若山委員：なぜ生活保護は認めていないのに、ここでは認めてしまうのでしょうか。

事務局：そのように要綱で定めています。

若山委員：どうしてですか。

事務局：7,500 円ずつ貯まっていく中で、例えば身元保証を付けたり、養護老人ホームを出て行きたいという意向があれば違う支援に結びつけるということも考えられますし、例えば、医療が必要な場合であれば、貯まったお金を使って受診をしてもらうということもあります。

若山委員：養護ということは所得がない人ですよ。だから医療費も個人負担はないですよ。

事務局：これは生活保護ではないので、お金を持っている方はいます。

若山委員：生活保護ではないですが、お金を持っていたら養護老人ホームには入れないですよ。虐待防止ネットワーク会議に出っていますが、たしか、貯金を持っていたら判定のときに認められないですよ。医療費はそもそも無料なので、どんどん貯金が増えていってしまいますよね。

事務局：所得がないのであれば、医療費分は生活保護です。

若山委員：貯金が増えてしまったら、医療費を払ってもらうということですか。

事務局：お金が払える方は自己負担してもらっています。

若山委員：高齢者虐待防止ネットワーク会議の運営ですが、今年度 6 回で、なぜ事業費が 53 万円に上がっているのでしょうか。その下の高齢者虐待防止啓発業務は、講演会を年に 1 回やっていますが、平成 27 年度は 75,000 円なのに対し、今

年度は 177,000 円です。同じ 1 回なのに、なぜこんなに額に大きく差が出るのでしょうか。

事務局：ネットワーク会議につきましては、平成 31 年度は 467,000 円で、実際に委員や顧問弁護士に支払った報酬費などです。

若山委員：毎年度 470,000 円ぐらい払っているのに、どうして今年度だけ 530,000 円なのでしょう。顧問弁護士が要求してきたということでしょうか。

事務局：顧問弁護士費用が上がったことが一つの要因となります。なお、今年度は予算ベースですので、530,000 円は定期の 6 回以外の緊急会議も含めています。緊急の案件が生じた場合の委員に係る費用も含めています。

講演会については、平成 27 年度の資料を持っていませんが、例年、研修会と講演会を交互にやっています。費用は、研修会の方が安く、講演会の方が高い状況になっています。

若山委員：だったら、令和元年度の 152,000 円はおかしくないでしょうか。

事務局：その時の講師によって支払う報酬費が変わることもあります。

権会長：非常に鋭いご質問で、大変参考になる議論だったと思います。

資料 3 には、ほとんどの事業が第 6 期からのデータが載っていますが、もっと昔、第 1 期から始まったサービスもあるかもしれません。その中で、認知症賠償責任保険料支援は、今年度からの新規事業ということで、啓発の面についての課題が大きいと話がありましたが、スタートは今年のいつからですか。

事務局：7 月 1 日から始まっています。周知が後手後手になってしまい申し訳ないのですが、8 月の市政だよりで掲載を予定しています。

権会長：周知もそうですが、対象者となる方が漏れることがないように、きめ細やかな対応がとても大事だと思います。若山委員からの不公平が生じるのではないかというご懸念はごもっともだと思いますので、その辺りをきちんと検討していただき、不公平が生じないようにしていただきたいと思います。公的な支援ですので、その辺は十分考えて進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

権会長：見守り配食サービスについては、平成 30 年度から運転免許証を自主返納された方も対象とするということで、高齢者の交通安全、市民の安全との連携で非常に主旨はよかったと思うのですが、あまり自主返納による配食の利用につながっていないのが現状だと思います。自主返納される方はいらっしゃるけれども配食サービスにつながっていないのか、そもそも自主返納される方があまりいないからこれを利用される方がいないのか、その背景はどのような状況になっていますか。

事務局：自主返納については、要支援1・2という枠で設けました。自主返納をしている高齢者の方が全体的に増えているのかどうかということ把握していませんが、自主返納をしたから配食サービスを使わせほしいという申請が頻繁にあるということはないです。また、ほとんどの利用者が75歳以上の方で、65歳以上75歳未満の利用者については、ほとんどの方が要介護1～5、身体障害者手帳1級・2級に該当する方で、要支援1・2で自主返納をしたからという方は、年間を通して10件あるかないかという状況です。

権会長：ニーズに見合った支援、サービスを考えていくことがとても大事だと思います。このコロナ禍の中で、新たなニーズとして配食サービスを必要とされる方がもしかしたら増えているかもしれません。特に高齢者のひとり暮らしやご夫婦にとっては外出や買い物等が厳しくなっているという状況があります。そうすると、毎日の食に困ってくるのが想定できると思うのですが、こうした状況に合った配食であったり、見守りであったり、外出できないひとり暮らしの孤立の問題であったり、それによつての健康状態の悪化であったりということへの対策はやっているのでしょうか。それとも、高齢者に特化した、高齢者のニーズとして必要性のある部分として行政の方で検討が進んでいるのでしょうか。一般的には、コロナ禍において、全国的に、高齢者の孤立支援、見守り支援の必要性や、健康悪化をいかに防ぐかが大きな課題になっていると思います。岡崎市では、こうした状況の中での新たな高齢者のニーズの把握と、それに対する支援の方針として何か検討しているものがあれば教えてほしいです。

事務局：実際にまだ検討課題として上がってはいません。現状の見守り配食サービスは安否確認が主です。今のコロナ禍で高齢者は出たくても出られない。中には、テイクアウトサービスなど、民間事業者が動いているようなところもあります。これがずっと続くようだと、コロナ禍で、家にいる時間が長くなり、高齢者のストレスがたまるということもあるので、地域包括支援センターと連携しながら、そういった高齢者の不安、ストレスなどの悩みを聞くことも一つの対策としてあります。新たなサービスとなると、市にどういったサービスを求めるのかも聞きしながら、市として何ができるのかということを検討することが課題だと思っています。

権会長：やはり必要性をいかに迅速にキャッチして、予防的な観点で早い対応していくことが、問題を深刻化させない支援のあり方だと思います。高齢者は、他の年代の方とは違ったニーズを抱えて生活していますので、もしキャッチした情報があれば、本専門分科会に情報を共有していただき、一緒に考えていけたらよいと思いますので、よろしくお願ひします。

他の委員の方はいかがでしょうか。

高村委員：サービスをいろいろ考えていると思うのですが、例えば、市民の方から、こういうサービスをやってほしいという声の吸い上げはやっているのでしょうか。

事務局：具体的にどういう事業が必要ですかというように聞いているということはないのですが、3年に1回この高齢者福祉計画と介護保険事業計画の策定にあたりまして市民アンケートを行っています。その中で「生活でどのようなことに困っていますか」という設問があり、「電球の取り替え」「家具の移動」等の選択肢があります。どのようなサービスがほしいかというより、どのようなところで困っているのかを聞いています。そういうところから施策を考えていく必要があると思っています。

高村委員：そういった声も吸い上げて、新しいサービスを考えていかないといけないと思います。よろしくお願いします。

権会長：本日は時間に限りがある中での会議になりましたが、以上をもちまして本日予定しておりました議事を全て終了させていただきたいと思います。事務局におかれては、本日委員の皆さまからいただいたご意見をぜひ今後の計画策定、事業運営に積極的に生かしていただくようお願いしたいと思います。本日は議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。